

副食費の免除対象の範囲

- ◇ 3歳児～5歳児クラスの子どもの保育料は無料ですが、給食費（主食費・副食費）の負担が必要です。
ただし、下表中「○」の箇所に該当される場合、給食費のうち、副食費(おかず、おやつ代)は免除となります。

- ※ 副食費の金額は、各施設が設定した金額を各施設へ直接お支払いいただきます。詳しくは、令和7年度保育園等の利用申込みの手引き「8. 標準・短時間の利用時間、延長保育料及び給食費について」でご確認ください。
(利用申し込みの手引きは市HPにも掲載しています。)

納付方法などは、各施設にお問い合わせください。

- ※ 延長保育利用料金、行事参加費、バス利用代などは別途、実費徴収となる場合があります。



市HP

＜1号認定＞ 幼稚園・認定こども園（教育利用）					
階層 区分	市町村民税 所得割額	第1子	第2子	第3子 以降	多子 カウント
第1	生活保護世帯等	○	○	○	生計を同一にする最年長の子どもから順にカウント
第2	市町村民税非課税 (所得割非課税を含む)	○	○	○	
	ひとり親、 障がい者世帯	○	○	○	
第3	77,100円以下	○	○	○	
	ひとり親、 障がい者世帯	○	○	○	
第4	77,101円以上 211,200円未満	徴収	徴収	○	小学3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント
第5	211,201円以上	徴収	徴収	○	

- ※ ○は、副食費が免除になります。
徴収は、副食費の負担が必要です。
- ※ 主食費（ご飯代）については、免除の規定はありません。

＜2号認定＞ 保育園・認定こども園（保育利用）					
階層 区分	市町村民税 所得割額	第1子	第2子	第3子 以降	多子 カウント
第1	生活保護世帯等	○	○	○	生計を同一にする最年長の子どもから順にカウント
第2	市町村民税非課税	○	○	○	
	ひとり親、 障がい者世帯	○	○	○	
第3	48,600円未満	○	○	○	
	ひとり親、 障がい者世帯	○	○	○	
第4	48,600円以上 57,700円未満	○	○	○	小学校就学前において最年長の子どもから順にカウント
	48,600円以上 77,101円未満の ひとり親、障がい者世帯	○	○	○	
	57,700円以上 97,000円未満	徴収	徴収	○	
第5	97,000円以上 169,000円未満	徴収	徴収	○	
第6	169,000円以上 301,000円未満	徴収	徴収	○	
第7	301,000円以上 397,000円未満	徴収	徴収	○	
第8	397,000円以上	徴収	徴収	○	